

今泉工場建替事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託

仕様書

令和7年6月

仙台市 環境局 施設部 施設課

第1章 総則

本仕様書は仙台市（以下「本市」という。）の発注する今泉工場建替事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託（以下「本業務」という。）の基本的事項及び基準を定める。

1.1 業務委託名

今泉工場建替事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託

1.2 業務の目的

本業務は、今泉工場建替事業（以下「本事業」という。）に関し、「今泉工場建替基本計画」（以下「建替基本計画」という。）において事業手法として DBO 方式を選定したことから、同方式及び廃棄物処理施設整備に係る幅広い専門知識と経験を有し、課題分析及び解決を的確に行うことができる能力を有する者の総合的支援により、本市の事業者選定に係る業務を補助することを目的とする。

1.3 履行期間

契約締結日～令和 10 年 3 月 31 日

1.4 対象事業の概要

本業務の対象となる事業の概要は次のとおり。

(1) 種類

一般廃棄物処理施設の設計・建設、運営・維持管理

(2) 建設地

仙台市若林区今泉字上新田 103

(3) 計画施設（想定）

①焼却施設

- ・施設規模 : 307 トン/日 (153.5 トン/日×2 炉)
- ・処理方式 : ストーカ式

②粗大ごみ処理施設

- ・施設規模 : 78 トン/5h

③その他関連施設（管理棟、計量棟等）

1.5 業務内容

- (1) 事業スキーム、事業者募集・選定方法等の検討に係る支援
- (2) 実施方針作成・公表支援
- (3) 事業者募集書類作成支援
- (4) 事業者募集及び評価・選定支援
- (5) ライフライン整備検討支援
- (6) 事業契約締結に係る支援
- (7) その他の支援

1.6 成果品

本業務の成果品及び提出部数は、次に示すとおりとする。

- | | | |
|------------------|---------------|-----|
| (1) 業務報告書 | A 4 版 製本 | 3 部 |
| ①見積仕様書 | | |
| ②見積図書の技術評価書 | | |
| ③実施方針（案） | | |
| ④入札説明書 | | |
| ⑤要求水準書 | | |
| ⑥落札者決定基準書 | | |
| ⑦様式集 | | |
| ⑧応募書類提出要領書 | | |
| ⑨事業契約書等（案） | | |
| ⑩事業者からの質問回答書 | | |
| ⑪事業者の資格審査結果 | | |
| ⑫事業者提案の技術評価書 | | |
| ⑬事業者提案の審査結果 | | |
| ⑭事業者選定委員会資料・議事録等 | | |
| ⑮費用対効果分析書 | | |
| (2) 打合せ議事録（A4 版） | | 3 部 |
| (3) 業務報告書（概要版） | A 4 版 製本 | 3 部 |
| (4) 上記電子データ | C D - R O M 等 | 一式 |

※電子データについては本市が指定する形式で提出すること。

1.7 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果品の著作権は、本市に帰属すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、本市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。
- (5) 受託者から業務の一部を再委託された事業者においても、上記（１）から（４）について同様に扱うものとする。

1.8 関係法令等の順守

受託者は、本業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

1.9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料については、受託者が調査し収集するものとするが、本市が所有している場合には受託者に貸与するものとする。その場合、受託者は、本市に資料のリストを提出するとともに、業務完了時まで返却しなければならない。

1.10 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

1.11 中立性の義務

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

1.12 打合せ及び議事録

受託者は、業務の目的を達成するため、履行期間中は必要に応じて本市との打合せを行うものとする。なお、受託者は打合せ事項及びその内容を記録し、本市に提出するものとする。

1.13 疑義の解釈

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、受託者は本市と十分な打合せ又は協議を行って、業務の遂行に支障の無いように努めなければならない。

1.14 業務の完了及び引き渡し

受託者は、業務完了後所定の手続きを経て、本市の検査を受けるものとする。本業務は、本市の検査合格をもって完了とするが、成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正のうえ納品するものとする。

1.15 業務管理

受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、以下の①及び②の要件を満たすものを管理技術者として配置するものとし、主たる会議等に出席し、業務の管理及び統括を行うものとする。

①技術士「衛生工学部門：廃棄物・資源循環（旧 廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む）」の資格又は、技術士「総合技術管理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環（旧 衛生工学－廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む）」の資格を有すること。

②過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）に国又は地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（焼却施設または粗大ごみ処理施設）の施設整備及び運営事業に係る事業者選定支援業務を主任技術者、管理技術者等として業務を担当した実績を有すること。

1.16 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の概要を示すものである。そのため本仕様書に明記なき事項であっても、業務遂行上必要と認めるものについては両者協議のうえ実施する。
- (2) 本仕様書に規定する内容が変更となる場合は、両者協議のうえ、契約変更することができる。
- (3) 本市が必要と認めたときは、本業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合は両者協議のうえ、契約金額、履行期間等を変更できるものとする。
- (4) 本業務においては、受託者より提出された企画提案書類に記載された事項を適用する。
- (5) 提出書類は、原則として次の一覧表により作成し、遅滞なく担当者に提出するものとする。

ただし、担当者の指示によるものはこの限りではない。

提出書類一覧表

書類名称	提出日	部数
1. 着手届	契約日から 14 日以内	1 部
2. 業務担当者届	同上	1 部
3. 再委託承諾申請書	再委託前まで	2 部
4. 業務履行計画表	契約日から 14 日以内	1 部
5. 委託料内訳書	同上	1 部
6. 業務完了届	業務完了時直ちに	1 部
7. その他本市が必要と認めた書類		

※提出書類の大きさは原則として A4 版（左綴じ）とする。

第2章 業務内容

2.1 事業スキーム、事業者募集・選定方法等の検討に係る支援

DBO方式における事業者を選定するために、事業スキーム、事業者募集・選定方法等の検討に係る支援を行う。

業務を遂行するにあたり、本市策定の「建替基本計画」を踏まえ、必要事項を整理する。

- (1) 施設の整備及び運営に関する事業条件の整理
- (2) 事業範囲の整理
- (3) 事業スキームの検討
- (4) 事業者募集・選定方法の検討
- (5) 参考見積仕様書（案）の作成、市場調査の実施（メーカーへの見積設計図書の提出依頼）
- (6) 募集・選定スケジュールの検討
- (7) その他必要な検討

2.2 実施方針作成・公表支援

事業の実施に関する方針等の作成・公表支援を行う。

- (1) 実施方針（案）の作成
- (2) 実施方針（案）に対する事業者からの質問回答書作成
- (3) 事業者からの意見聴取及び実施方針等の検討
- (4) 実施方針の公表資料作成

2.3 事業者募集書類作成支援

- (1) 入札説明書の作成

上記の事業スキーム、事業者募集・選定方法の検討結果を踏まえた上で、募集条件やリスク分担、支払方法等の詳細な検討を行う。その結果を踏まえ、事業の概要説明、事業実施の前提条件、事業者の募集、選定手順及び契約に関する事項等の重要な事項を記載した入札説明書を作成する。

なお、入札説明書については、以下の(2)～(6)の公募書類と整合を図った上でとりまとめる。

- ①募集条件の検討
 - ②リスク分担・官民役割分担の検討
 - ③支払い方法の検討
 - ④事業破綻時処理の検討
 - ⑤債務負担議決資料の検討
 - ⑥入札説明書（公募書類）の作成
- (2) 要求水準書の作成

建替基本計画等に基づき、本市既存施設（焼却・粗大・し尿貯留）及びごみ収集体制の状況を踏まえた上で、施設の整備（設計・施工）及び運営・維持管理に関する要件等について検討

し、事業者募集に必要な要求水準書を作成する。

- ①事業の基本条件の検討（施設規模）
- ②施設の整備に関する要件の検討
（車両出入口、今泉温水プールへのライフライン接続方法等の検討）
- ③施設の運営・維持管理に関する要件の検討
- ④要求水準書（公募書類）の作成

(3) 落札者決定基準書の作成

これまでの検討結果や設置予定である事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の審議結果を踏まえた上で、事業者提案書の審査方法及び評価方法について検討し、事業者募集に必要な落札者決定基準書を作成する。

- ①事業者提案書の基礎審査方法の検討
- ②事業者提案書の定量化審査方法の検討
- ③事業者提案書の総合評価方法の検討
- ④落札者決定基準書（公募書類）の作成

(4) 様式集の作成

事業者募集・評価・選定を円滑に進めるために、これまでの検討結果や委員会の審議結果を踏まえた上で、事業者から提案される提案書の審査が容易となるよう応募書類に関する様式集を作成する。

(5) 応募書類の提出要領書の作成

事業者募集・評価・選定を円滑に進めるために、応募書類に関する提出要領書を作成する。

(6) 事業契約書（案）の作成

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書等に係る検討結果を踏まえた上で、事業者募集に必要な事業契約書（案）を作成する。なお、事業契約書（案）は、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設請負契約書（案）、運転委託契約書（案）を想定している。

また、事業契約書（案）の作成にあたっては、これまでに地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設に係る DBO 方式による事業契約書の作成経験がある弁護士の確認を受けること。

2.4 事業者募集及び評価・選定支援

事業者募集、評価方法、評価項目の確認及び応募した事業者の中から優秀提案者を選定するために、学識経験者を含めた委員会を設置予定であり、当委員会の運営にかかる以下の業務を支援する。なお、委員に対する謝金及び交通費は、本委託業務費に含まない。

- (1) 事業者募集書類の公開支援
- (2) 事業者募集書類に対する事業者からの質問回答書作成
- (3) 応募事業者の資格審査支援
- (4) 応募事業者提案書の把握・整理
- (5) 審査結果の公表支援

(6) 事業者選定委員会の会議資料の作成

(7) 事業者選定委員会への出席

委員会には、管理技術者を含め2名以上が出席することとし、必要に応じて会議資料の説明及び質問回答を行う。

委員会の開催は8回程度を予定している。

委員会の開催にあたっては、委員長等への事前説明を行うため必要に応じ出席を求める場合がある。

(8) 事業者選定委員会議事録の作成

委員会の終了後、速やかに議事録（要旨、概要版（公開用）の2種類）を作成し本市に提出する。

(9) 事業者へのヒアリング支援

事業者へのヒアリングは委員会主催で行うが、各委員が円滑に質問等をできるよう支援する。

2.5 ライフライン整備検討支援

本事業ではライフライン（ガス、電力等）の整備を計画していることから、敷設に係る条件整理並びに工事負担金の概算費用を把握する。必要に応じプラントメーカー等へ必要な情報をヒアリングし、ガス事業者・電気事業者との協議接続検討申込に必要な資料を作成する。

(1) 都市ガス引込に係る書類作成支援

(2) 特別高圧系統連携に係る申請書類作成支援

（電力会社に支払う接続検討手数料は、本業務の費用に含まない。）

2.6 事業契約締結に係る支援

選定された事業者と本市の間で締結される事業契約書に関する詳細協議等に立会い、事業契約書の内容、条項等を精査し確認するとともに、問題点に関する適切なアドバイスや解決案の提示等を行い、速やかな事業契約締結の支援を行う。

なお、本業務については、これまでに事業契約書の作成経験がある弁護士に確認し進めること。

2.7 その他の支援

(1) 廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析及び資料作成に係る支援

廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果の分析（平成12年3月10日付け衛環18号厚生省水道環境部環境整備課長通知）に基づき、費用対効果の分析及び循環型社会形成推進交付金の申請に必要な資料の作成に係る支援を行う。

(2) 仕様検討に係るメーカーヒアリング

(3) 予算要求時・事業費精査時に係る見積徴収

第3章 業務遂行上の条件等

(1) 環境影響評価業務支援

仙台市環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施しており、受託者は当該業務のスケジュールを十分に勘案し、環境影響評価業務受託者と連携を図りながら業務に取り組むこと。

(2) 法務的業務への支援

業務遂行にあたり、法務的業務の支援には、必要に応じて弁護士の確認を受けること。

(3) 実施体制について

業務の実施体制については、本業務の円滑な実施に必要な体制を構築すること。

(参考) 事業者選定における概略スケジュール

令和7年 要求水準書等作成

令和8年 事業者選定委員会において要求水準書等の審議

令和9年 事業者募集・選定・事業契約締結